

消費税・地方消費税の税率の改定に伴う使用料の改定のお知らせ

消費税・地方消費税の税率の改定に伴い、使用料を改定し、令和元年10月1日から引き上げることとしました。条例に定める改定後の使用料は、下表のとおりです。

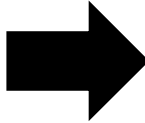
注意：10月分以降の体育施設使用につきましては、令和元年9月30日までに納付される場合は現行の使用料となり、令和元年10月1日以降に納付される場合は、新しい使用料となります。

問い合わせ＝さんぎんアリーナ(松阪市総合体育館) (☎0598-26-7155)

松阪市総合体育館 設備器具使用料 (単位：円)

改正前

設備器具の名称	時間区分	入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合
温水シャワー	10分	100	100
机	午前9時から正午まで (以下第1回という。) 午後1時から5時まで (以下第2回という。) 午後6時から9時まで (以下第3回という。) の各1回ごと1脚に付	50	50
補助椅子	第1回、第2回及び第3回の各1回ごと 1脚に付	20	20
テニス用器具	1組に付	210	430
バスケットボール用器具	1組に付	430	430
バレーボール用器具	1組に付	210	430
バドミントン用器具	1組に付	210	210
卓球用器具	1組に付	210	210
フットサル用器具	1組に付	210	430
放送装置	1式に付	1,080	1,080
フロアシート	1枚に付	50	50
冷暖房機	1基に付1時間以内	210	210
テント	1張1日1回に付	540	540
備考 1 午前9時から午後5時まで使用の場合の使用料は、時間区分第1回、第2回の額の合計額 午後1時から午後9時まで使用の場合の使用料は、時間区分第2回、第3回の合計額 午前9時から午後9時まで使用の場合の使用料は、時間区分第1回、第2回及び第3回の額の合計額 2 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、優待券、整理券、会員券又は資金募集その他名目のいかなを問わず入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場			



改正後

設備器具の名称	時間区分	入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合
温水シャワー	10分	100	100
机	午前9時から正午まで (以下第1回という。) 午後1時から5時まで (以下第2回という。) 午後6時から9時まで (以下第3回という。) の各1回ごと1脚に付	50	50
補助椅子	第1回、第2回及び第3回の各1回ごと 1脚に付	20	20
テニス用器具	1組に付	220	440
バスケットボール用器具	1組に付	440	440
バレーボール用器具	1組に付	220	440
バドミントン用器具	1組に付	220	220
卓球用器具	1組に付	220	220
フットサル用器具	1組に付	220	440
放送装置	1式に付	1,100	1,100
フロアシート	1枚に付	50	50
冷暖房機	1基に付1時間以内	220	220
テント	1張1日1回に付	550	550
備考 1 午前9時から午後5時まで使用の場合の使用料は、時間区分第1回、第2回の額の合計額 午後1時から午後9時まで使用の場合の使用料は、時間区分第2回、第3回の合計額 午前9時から午後9時まで使用の場合の使用料は、時間区分第1回、第2回及び第3回の額の合計額 2 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、優待券、整理券、会員券又は資金募集その他名目のいかなを問わず入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場			